

証券コード 4714

平成28年5月11日

株 主 各 位

東京都豊島区目白三丁目1番40号
株式会社リソー教育
代表取締役社長 天 坊 真 彦

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示していただき、平成28年5月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン4階 桜
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第31期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 案 取締役8名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tomas.co.jp/>）に掲載させていただきます。

第31期期末（第4四半期）配当金のお支払いについて

当社は平成28年4月12日開催の取締役会で期末（第4四半期）配当金のお支払いを決議いたしました。

つきましては、平成28年5月12日を支払開始日として、1株につき10円の期末（第4四半期）配当金をお支払いいたします。同封の配当金領収証により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局で、払渡期間内（平成28年5月12日から平成28年6月13日まで）にお受取り願います。

なお、銀行預金口座振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」ならびに「配当金振込先ご確認のご案内」のとおり、手続きをいたしますのでご確認ください。

(提供書面)

事業報告

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

(全般の概況)

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策を背景に、企業収益や雇用情勢に改善の動きが見られ緩やかな回復基調が継続いたしました。一方で、中国をはじめとする海外経済の減速懸念、国内では消費税率引き上げ前の弱含んだ個人消費などに一部弱い動きもみられ、不透明な状況で推移いたしました。

学習塾業界におきましては、こうした経済状況に加え、従来からの少子化の流れの中で経営環境は依然厳しい状況で推移いたしました。

このような外部環境に対して、少子化・不況を前提としたビジネスモデルの当社は、従来通りの差別化戦略を徹底してまいりました。

売上高については、TOMAS生徒数が増加したことにより、前期比を上回りました。

利益面でも、売上高が増加したことにより、前期比で大幅な増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は19,643百万円（前期比4.6%増）、営業利益は1,890百万円（前期比87.9%増）、経常利益は1,857百万円（前期比89.8%増）、当期純利益は1,428百万円（前期比40.0%減）となりました。

(部門別概況)

セグメント別の業績は次のとおりとなります。

(a) TOMAS(トーマス)[学習塾事業部門・英会話スクール事業部門]

完全1対1の進学個別指導による高品質な教育サービスを提供し、売上高は9,736百万円（前期比2.6%増）、内部売上を含むと9,869百万円（前期比4.0%増）となりました。

(b) 名門会[家庭教師派遣教育事業部門]

100%プロ社会人講師による教育指導サービスの提供に加え、全国区へ事業展開を図っており、売上高は4,623百万円（前期比3.1%減）となり

ました。

(c) 伸芽会〔幼児教育事業部門〕

名門幼稚園・名門小学校受験業界でトップクラスの合格実績を背景にした既存事業「伸芽会」の成長に加え、受験対応型の長時間英才託児事業「伸芽'sクラブ(しんが〜ずくらぶ)」を拡大し、売上高は3,092百万円(前期比6.0%増)、内部売上を含むと3,119百万円(前期比6.9%増)となりました。

(d) スクールTOMAS〔学校内個別指導事業部門〕

学校内個別指導塾「スクールTOMAS」の営業展開を推し進め、売上高は964百万円(前期比24.0%増)、内部売上を含むと1,175百万円(前期比20.3%増)となりました。

(e) その他〔人格情操合宿教育事業並びに生徒募集勧誘事業部門〕

人格情操合宿教育事業部門のスクールツアーシップ(株式会社プラスワン教育)は、高い学力プラスワンの情操分野を育む多彩な体験学習サービスの提供を行い、生徒募集勧誘事業部門のTOMAS企画は、成長の原動力となる生徒募集勧誘事業を積極的に行った結果、その他部門の合計で、売上高は1,226百万円(前期比49.1%増)、内部売上を含むと1,657百万円(前期比30.1%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は249百万円(うち差入敷金56百万円)であります。

その主な内容は、TOMAS、名門会および伸芽会の既存校のリニューアルやシステム改修に伴う器具備品等およびソフトウェアに係る設備投資であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第28期 (平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで)	第29期 (平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで)	第30期 (平成26年3月1日から 平成27年2月28日まで)	第31期 (平成27年3月1日から 平成28年2月29日まで)
売 上 高	19,814百万円	19,775百万円	18,776百万円	19,643百万円
経常利益又は経常損失(△)	763百万円	△530百万円	978百万円	1,857百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	196百万円	△2,682百万円	2,379百万円	1,428百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	5.45円	△60.40円	47.81円	27.69円
総 資 産	15,421百万円	16,533百万円	12,069百万円	12,493百万円
純 資 産	765百万円	2,663百万円	6,041百万円	7,785百万円
1株当たり純資産額	19.96円	57.09円	117.21円	150.84円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成25年4月12日開催の取締役会において、平成25年9月1日付で株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第28期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益または当期純損失(△)および1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社に該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	事 業 内 容
株式会社スクールTOMAS	百万円 397	% 100.0	学校内個別指導事業
株 式 会 社 名 門 会	百万円 10	% 100.0	家庭教師派遣教育事業
株 式 会 社 伸 芽 会	百万円 10	% 100.0	幼児教育事業
株式会社TOMAS企画	百万円 10	% 100.0	生徒募集勧誘事業
株式会社インターTOMAS	百万円 10	% 100.0	英会話スクール事業
株式会社プラスワン教育	百万円 10	% 100.0	人格情操合宿教育事業

(4) 対処すべき課題

少子化の流れが継続する中で、学習塾業界を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況で推移するものと考えられます。これまで以上に、業績面での二極化による企業再編・淘汰がさらに進むと推測されます。そうした中、当社グループにおきましては、既存の各事業部門（TOMAS・名門会・伸芽会）は従来通りの差別化戦略を徹底するとともに、受験対応型長時間英才託児事業「伸芽'sクラブ（しんが〜ずくらぶ）」、マンツーマン英会話スクール「インターTOMAS」、学校内個別指導塾「スクールTOMAS」のさらなる収益力強化を図ってまいります。特に「伸芽'sクラブ（しんが〜ずくらぶ）」および「インターTOMAS」は、伸芽'sクラブにより1歳児から顧客を囲い込み、インターTOMASで大学生、社会人へとつなげていく「年齢軸からみた囲い込み戦略」のカギとなる事業領域と認識しております。

セグメント別には、TOMASは、年間5校前後の新規および拡大移転リニューアル開校による丁寧な教室展開を進め、当社グループの中核としてグループ全体の成長を牽引してまいります。

名門会は、引き続き全国に展開している支社・校舎の効率的運営を狙い、教室の統廃合を進めつつ、ブランド力の一層の強化と収益力の向上を図ります。

伸芽会は、「伸芽'sクラブ（しんが〜ずくらぶ）」の事業展開を押し進め、さらなる収益力向上を目指してまいります。

スクールTOMASは、全国の公私立学校へ向けた積極的な営業展開により、学校内個別指導塾「スクールTOMAS」を中核事業として大きく発展させてまいります。

TOMAS企画は、その専門性を最大限に活用して、成長の原資となる新規入会生徒の獲得を積極的に行い事業拡大を着実に支えてまいります。

人格情操合宿教育事業部門のプラスワン教育は、5年後、10年後を見据えた未来型のオンリーワン事業として、高い学力にプラスワンの個性を伸ばし、子どもたちが不確かな時代を「生きる力、生き抜く力」を応援してまいります。

グループ全体では、「勉強+1（プラスワン）」の教育理念のもと、個別指導だからできる「個性化教育」、当社グループだからできる「本物」の教育サービス提供により、顧客満足度の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年2月29日現在)

事業区分	事業内容
学習塾事業	「ひと部屋に生徒一人に先生一人」の全室黒板付の完全個別指導を中心とした進学学習指導を主な業務としており、直営方式で「TOMAS」、医学部受験専門個別指導「メディックTOMAS」を運営しております。
家庭教師派遣教育事業	100%プロ社会人講師が個別指導する進学学習指導を主な業務としており、「名門会家庭教師センター」を直営方式で運営しております。
幼児教育事業	名門幼稚園・名門小学校への受験指導を行う「伸芽会」と受験対応型の長時間英才託児事業を行う「伸芽'sクラブ(しんがへずくらぶ)」を運営しております。
学校内個別指導事業	学校内個別指導塾「スクールTOMAS」の運営を主業務としております。学校内に個別指導ブースを設置して「TOMAS」のノウハウを活かした学校内個別指導塾「スクールTOMAS」を展開しております。
英会話スクール事業	マンツーマン英会話スクール「インターTOMAS」を運営しております。
人格情操合宿教育事業	知識教育では埋めきれない人格情操教育指導を教育カリキュラムに組み込んだ事業を「スクールツアーシップ」として運営しております。

(6) 主要な営業所等（平成28年2月29日現在）

① 当社

本社 東京都豊島区目白三丁目1番40号

会社名	事業所数	都道府県別内訳
株式会社リソー教育	68	東京都2事業所 埼玉県7校 東京都41校 千葉県6校 神奈川県12校

② 子会社

会社名	事業所数	都道府県別内訳
株式会社スクールTOMAS (本社：東京都豊島区)	4	東京都1事業所 大阪府1事業所 神奈川県1校 茨城県1校
株式会社名門会 (本社：東京都豊島区)	27	東京都1事業所 北海道1校 宮城県1校 埼玉県1校 東京都3校 千葉県1校 神奈川県3校 愛知県2校 奈良県1校 岐阜県1校 京都府1校 大阪府4校 兵庫県2校 岡山県1校 広島県2校 福岡県2校
株式会社伸芽会 (本社：東京都豊島区)	42	東京都1事業所 埼玉県1校 東京都31校 千葉県3校 神奈川県3校 京都府1校 大阪府1校 兵庫県1校
株式会社TOMAS企画 (本社：東京都豊島区)	1	東京都1事業所
株式会社インターTOMAS (本社：東京都豊島区)	8	東京都1事業所 東京都5校 千葉県1校 神奈川県1校
株式会社プラスワン教育 (本社：東京都新宿区)	1	東京都1事業所

(7) 使用人の状況（平成28年2月29日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計 年度末比増減
学習塾事業	215名	24名増
家庭教師派遣教育事業	107名	1名増
幼児教育事業	150名	18名増
学校内個別指導事業	54名	14名増
英会話スクール事業	12名	増減なし
人格情操合宿教育事業	22名	7名増
その他	36名	5名増
合計	596名	69名増

(注) 使用人数には、契約社員158名、アルバイト講師4,364名、パートタイマー226名、合計4,748名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
215名	24名増	42.4歳	8.4年

(注) 使用人数には、契約社員21名、アルバイト講師3,097名、パートタイマー106名、合計3,224名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年2月29日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年2月29日現在)

- ① 発行可能株式総数 142,200,000株
- ② 発行済株式の総数 52,069,943株
- ③ 株主数 19,263名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
岩佐実次	14,044,650株	27.04%
日本道路興運株式会社	5,204,413	10.02
ユービーエス エージー ロンドン エーシー アイピービー セグリグイ ティッド クライアント アカウ ント	1,596,300	3.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,134,000	2.18
ゴールドマン・サックス インターナショナル	589,800	1.14
日本証券金融株式会社	467,400	0.90
石橋仁至	455,500	0.88
河村國一	449,700	0.87
リソー教育従業員持株会	416,480	0.80
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社信託口	396,200	0.76

(注) 持株比率は自己株式 (122,528株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員の場合

① 取締役および監査役の状況 (平成28年2月29日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	天 坊 真 彦	株式会社スクールTOMAS 代表取締役社長 株式会社インターTOMAS 代表取締役社長
取締役副社長	皆 木 和 義	コンプライアンス経営担当 管理部門管掌
常務取締役	平 野 滋 紀	教務部門管掌
取締役相談役	岩 佐 実 次	
取 締 役	上 田 真 也	株式会社TOMAS企画 代表取締役社長
取 締 役	若目田 壮 志	株式会社名門会 代表取締役社長
取 締 役	有 田 知 徳	弁護士 当社社外取締役 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 WDBホールディングス株式会社 社外監査役
取 締 役	佐 藤 敏 郎	公認会計士/税理士 当社社外取締役 税理士法人K・T・Two 代表社員
常勤監査役	富 田 利 秀	
監 査 役	上 野 藤 吉	税理士 当社社外監査役
監 査 役	阿 部 一 博	弁護士 当社社外監査役
監 査 役	中 里 拓 哉	公認会計士/税理士 当社社外監査役

- (注) 1. 取締役有田知徳氏、佐藤敏郎氏は社外取締役であります。社外取締役有田知徳氏は弁護士の資格を有しており、豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。また、社外取締役佐藤敏郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有していることから財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役上野藤吉氏、阿部一博氏、中里拓哉氏は社外監査役であり、うち上野藤吉氏、中里拓哉氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役阿部一博氏は、弁護士の資格を有しており、豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、上野藤吉氏は、税理士の資格を有していることから財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、中里拓哉氏は、公認会計士および税理士の資格を有していることから財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成27年5月22日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって監査役中村敏明氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	61百万円 (12百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	14百万円 (8百万円)
合 計	13名	75百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年5月26日開催の第24回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年9月30日開催の第12回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末日現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成27年5月22日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって任期満了によって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）が含まれるためであります。

③ 社外役員に関する事項

1. 取締役 有田知徳

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役有田知徳氏の所属しているシティニューワ法律事務所との間で弁護士委任契約を締結しております。

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役有田知徳氏は、株式会社ゆうちょ銀行の社外取締役、WDBホールディングス株式会社の社外監査役であります。株式会社ゆうちょ銀行およびWDBホールディングス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した18回の取締役会のうち16回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

2. 取締役 佐藤敏郎

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役佐藤敏郎氏は税理士法人K・T・Twoの代表社員であります。
当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した18回の取締役会全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
- エ. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

3. 監査役 上野藤吉

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した18回の取締役会全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当事業年度に開催した17回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- エ. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 監査役 阿部一博

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した18回の取締役会のうち17回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当事業年度の就任後に開催した17回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- エ. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 監査役 中里拓哉

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度の就任後に開催した15回の取締役会全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当事業年度の就任後に開催した13回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- エ. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 誠栄監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 1. グループ倫理憲章およびコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンスに係わる諸規程を当社およびグループ会社（以下、「当社グループ」という）の役職員が遵守し、当社グループの役職員の職務執行が法令および定款に適合し、社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
 2. 当社グループのコンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、コンプライアンス担当取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。なお、当社グループのコンプライアンスに関する問題を相談または通報する内部通報窓口を設置し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等について取締役会および監査役会に報告する。
 3. 社長直轄の内部監査室において、内部監査規程等に基づき当社グループの全部署を対象に業務活動を監視し、業務執行における法令遵守体制の向上に努める。
 4. 財務報告の適正性と信頼性を確保するために、法令等に従い財務報告に係る内部統制を整備し適切な運用に努める。
 5. 社会秩序や安全を脅かす反社会勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断し、不当な要求については毅然とした対応を行い、これを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程等の諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループのコンプライアンス、情報セキュリティ、災害、役員提供等に係るリスクについては、「リスク・コンプライアンス委員会」においてリスク管理を行うものとする。なお、当社グループに重大なリスクが顕在化した場合は、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応策を決定のうえ関係部門に実行を指示するものとする。
- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会において策定された当社グループの中期経営計画を踏まえ、毎事業年度ごとの予算編成や事業計画を定め、さらにグループ会社の進捗状況を検証する。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループにおいて、法令遵守体制、リスク管理体制を構築するためにグループ倫理憲章を共有するとともに、関係会社管理規程に従い、子会社の組織、業務等の重要事項については、当会社の取締役会への報告、承認を得るものとする。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める関係会社管理規程において、グループ会社の予算、収益、資金その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付け、グループ会社において重要な事象が発生した場合には、当社への報告を義務付ける。
- ⑦ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が、その職務を補助すべき使用人が必要と判断する場合は、監査役の指揮命令に服し、その職務を補助する専属の使用人を配置するものとし、当該使用人は、監査役から指示された職務に関して、

取締役および上長等の指揮、命令を受けない。

また、当該使用人の人事異動は予め監査役の同意を得るものとする。

- ⑧ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
1. 当社グループの取締役および従業員ならびにグループ会社の監査役は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 2. 当社グループの取締役および従業員ならびにグループ会社の監査役は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社監査役に対して報告を行う。
 3. 内部監査室は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 4. 内部監査室は、当社の役職員からの内部通報の状況について、定期的に常勤監査役に対して報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社グループの役職員が監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役と代表取締役との定期的な意見交換、監査役と会計監査人との定期的な情報交換、監査役と内部監査室との連携を図るものとする。
- ⑩ 監査役への報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
2. 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
3. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(注) 上記方針は平成27年5月22日開催の取締役会において一部修正決議したものであります。主な修正内容は、グループ内部統制に関する事項および監査を支える体制等の整備に関する事項の明確化であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を当社のリスク・コンプライアンス委員会（当事業年度においては12回開催）が中心となって行っており、「すべては子どもたちの未来のために」という企業理念のもと社会的責任を果たすために、リスク・コンプライアンス委員会で当社およびグループ会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施をしており、また、グループの役職員の行動指針として「リソー教育グループ倫理憲章」を定め、役職員に対して定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的として、当社内部監査室および第三者機関を窓口とした内部通報制度を当社に設置して

おり、相談内容が直ちに当社の常勤監査役に報告される体制を整備しております。また、内部通報制度運用規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

③ リスク管理

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、および万一発生した場合の被害損失の最小化を図ることを目的とし、リスク管理規程を制定し、当社のリスクに関する総括組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、具体的なリスクを一元的に収集・分類することにより重要リスクを特定してリスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。

④ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理に関する方針および諸手続について定めるとともに関係会社としての対外信用の保持、関係会社各社の自主責任経営への指導、助言等を通じて、企業グループとしての経営効率の向上を図ることを実施しております。また、当社の内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

⑤ 取締役の職務執行

「リソー教育グループ倫理憲章」や役員規程等の社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会は18回開催されております。

また、組織規程に業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務遂行を図っております。

⑥ 監査役

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席および常勤監査役による経営政策会議およびその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室および内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして捉え、連結配当性向を指標として、業績に応じた配当を行うことを基本方針にしております。

今後の配当政策につきましては、当期純利益の水準を勘案しながら将来の事業展開に備えた内部留保の充実と配当還元とをバランスを取りながら機動的に実施してまいります。期末配当金については、1株当たり10円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,395,050	流動負債	3,042,766
現金及び預金	4,515,815	未払金	805,368
営業未収金	1,356,567	未払法人税等	127,684
たな卸資産	99,636	前受金	1,155,577
繰延税金資産	100,167	返品調整引当金	13,777
その他	334,597	賞与引当金	144,086
貸倒引当金	△11,733	売上返戻等引当金	45,622
		その他	750,648
固定資産	6,058,928	固定負債	1,664,796
有形固定資産	2,177,869	退職給付に係る負債	826,949
建物及び構築物	922,843	資産除去債務	836,410
工具、器具及び備品	837,062	その他	1,436
土地	417,963	負債合計	4,707,563
その他	0	(純資産の部)	
無形固定資産	200,430	株主資本	7,680,012
投資その他の資産	3,680,628	資本金	2,890,415
投資有価証券	1,274	資本剰余金	822,859
繰延税金資産	1,563,305	利益剰余金	4,181,754
敷金及び保証金	1,952,297	自己株式	△215,016
その他	163,750	その他の包括利益累計額	105,849
繰延資産	39,446	その他有価証券評価差額金	△68
株式交付費	39,446	退職給付に係る調整累計額	105,917
		純資産合計	7,785,861
資産合計	12,493,425	負債純資産合計	12,493,425

連結損益計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,643,220
売上原価	14,351,245
売上総利益	5,291,974
販売費及び一般管理費	3,401,516
営業利益	1,890,458
営業外収益	14,114
受取利息	669
受取配当金	47
未払配当金除斥益	6,594
償却債権取立益	2,808
その他	3,995
営業外費用	47,191
支払利息	201
株式交付費償却	46,292
その他	697
経常利益	1,857,381
特別利益	485,307
固定資産売却益	1,312
売上返品等引当金戻入額	474,922
その他	9,072
特別損失	169,771
減損損失	74,439
固定資産除却損	10,585
移転費用等	10,842
訴訟関連費用	26,446
不正関連損失	22,062
事業構造改善費用	25,394
税金等調整前当期純利益	2,172,917
法人税、住民税及び事業税	161,379
法人税等還付税額	△10,700
法人税等調整額	593,685
少数株主損益調整前当期純利益	1,428,552
当期純利益	1,428,552

連結株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,890,415	822,859	2,521,937	△249,069	5,986,143
会計方針の変更による累積的影響額			243,795		243,795
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,890,415	822,859	2,765,733	△249,069	6,229,939
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			1,428,552		1,428,552
自 己 株 式 の 取 得				△2,098	△2,098
自 己 株 式 の 処 分		△12,531		36,151	23,619
利益剰余金から資本剰余金への振替		12,531	△12,531		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,416,020	34,052	1,450,073
当 期 末 残 高	2,890,415	822,859	4,181,754	△215,016	7,680,012

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	425	55,180	55,606	6,041,749
会計方針の変更による累積的影響額				243,795
会計方針の変更を反映した当期首残高	425	55,180	55,606	6,285,545
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				1,428,552
自 己 株 式 の 取 得				△2,098
自 己 株 式 の 処 分				23,619
利益剰余金から資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△494	50,736	50,242	50,242
当 期 変 動 額 合 計	△494	50,736	50,242	1,500,315
当 期 末 残 高	△68	105,917	105,849	7,785,861

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	7社	株式会社名門会 株式会社伸芽会 株式会社スクールTOMAS 株式会社インターTOMAS 株式会社プラスワン教育 株式会社TOMAS企画 株式会社リソーウェルフェア
---------	----	---

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

(その他有価証券)

時価のあるもの・・・ 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの・・・ 移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産・・・ 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・ 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3～50年
工具、器具及び備品 3～20年
その他 6年

②無形固定資産・・・ 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産・・・ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用・・・ 均等償却によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・ 3年間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金・・・・・・・・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②返品調整引当金・・・・ 出版物の返品による損失に備えるため、返品実績率に基づき計上しております。
- ③賞与引当金・・・・・・・・ 従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間に対応する金額を計上しております。
- ④売上返戻等引当金・・・・ 契約者からの返金等の申し出に備えて、授業未実施のコマ数または時間数に授業料単価を乗じた金額に基づき返金見込額を計上しております。ただし、退会生については、時効による消滅を除いた当該金額から特定商取引に関する法律第49条に基づき、中途解約の場合に請求し得る損害賠償の上限額を控除した金額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- 消費税等の会計処理・・・・ 税抜方式を採用しております。

4. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が328,920千円減少し、利益剰余金が243,795千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

5. 表示方法の変更

- (1) 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「償却債権取立益」（前連結会計年度1,842千円）は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。
- (2) 前連結会計年度において独立掲起しておりました営業外収益の「還付加算金」（前連結会計年度11,502千円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。

6. 会計上の見積りの変更

(売上返戻等引当金の見積額の変更)

契約者からの返金等の申し出に備えて、授業未実施のコマ数または時間数に授業料単価を乗じた金額に基づき返金見込額を売上返戻等引当金として計上しておりました。

当連結会計年度においては、返金実績等に基づくより精緻な返金等の申し出に関する引当金の見積りが可能となり、その結果、売上返戻等引当金の戻入を行いました。これにより、税金等調整前当期純利益が405,037千円増加しております。

7. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日公表分）を適用し、総額法を適用しております。

(1) 取引の概要

当社は、平成23年1月11日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P 信託」（以下「E S O P 信託」という。）の導入を決議し、同年1月25日に信託契約を締結いたしました。

①E S O P 信託導入の目的

当社従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の株価や業績向上に対する従業員の意識を更に高めて、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プランであるE S O P 信託を導入することといたしました。

②ESOP信託の概要

当社が「リソー教育従業員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、残余財産を委託者に返還することによって、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末191,781千円及び406,010株、当連結会計年度末155,744千円及び329,710株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度452,050株、当連結会計年度365,659株であります。

なお、当該自己株式は1株当たり情報の算出上控除する自己株式に含めておりません。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,489,443千円
2. 偶発債務
(訴訟の提起)
当社は、当連結会計年度に訴訟の提起を受けました。訴訟の概要は次のとおりです。
 - (1) 訴訟の提起があった年月日
平成27年3月4日
 - (2) 訴訟を提起した者
 - ①名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 - 住所 東京都港区浜松町二丁目11番3号
 - ②名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 - 住所 東京都中央区晴海一丁目8番11号
 - (3) 訴訟の内容及び請求金額
 - ①訴訟の内容：損害賠償請求訴訟
 - ②請求金額：366百万円相手方は、当社が開示した有価証券報告書等に虚偽記載等があったことを原因として損害を被ったものとして、当社に損害の賠償を求める訴訟を提起したものです。

(4) 今後の見通し

本訴訟による金額的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

なお、上記の他にも同様な事由による訴訟（3件：請求金額 合計40百万円）の提起を受け、現在係争中であります。

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	発行済株式の種類	自己株式の種類
	普通株式	普通株式
当連結会計年度期首株式数	52,069,943 株	521,529 株
当連結会計年度増加株式数	—	7,369 株
当連結会計年度減少株式数	—	76,660 株
当連結会計年度末株式数	52,069,943 株	452,238 株

(注) 1. 自己株式の総数の増加に関しては、単元未満株式の買取請求による増加によるもので、減少に関しては、「従業員持株E S O P信託」から当社従業員持株会への売却76,300株、単元未満株式の買増請求による減少360株が含まれております。

2. 自己株式の当連結会計年度末株式数452,238株のうち、329,710株は「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成28年4月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	516,177,050円	10円	平成28年2月29日	平成28年5月12日

(注) 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金3,297千円を含めておりません。これは、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。配当の権利確定日において、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は329,710株であります。

IV. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また一時的な余資は、安全性や流動性を考慮して、短期的な預金等で運用しております。

営業未収入金に関する信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことで回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクがありますが、発行体の財務状況や市場価格を継続的にモニタリングし、保有状況を見直すことで、リスク管理を図っております。

デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。また、当連結会計年度末においては、デリバティブ取引残高がないため、時価等に関する事項の開示は行っておりません。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	4,515,815	4,515,815	—
② 営業未収入金	1,356,567	1,356,567	—
③ 投資有価証券	1,274	1,274	—
資産計	5,873,657	5,873,657	—
① 未払金	805,368	805,368	—
② 未払法人税等	127,684	127,684	—
負債計	933,053	933,053	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項は、次のとおりであります。

資産

①現金及び預金、②営業未収入金、

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

①未払金、②未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
敷 金 及 び 保 証 金	1,952,297

敷金及び保証金については、償還予定額を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 150.84円

1株当たり当期純利益金額 27.69円

(注) 「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益金額」を算定するための期末の普通株式数及び普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に「従業員持株E S O P信託」が所有する当社の株式を含めております。

VI. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

教室等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債を参考に合理的に考えられる利率により、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	858,858千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	21,269千円
時の経過による調整額	6,425千円
資産除去債務の履行による減少額	△50,143千円
期末残高	836,410千円

貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,865,888	流動負債	1,856,386
現金及び預金	2,961,851	買掛金	41,113
営業未収入金	512,140	未払金	508,974
教 材	26,469	未払法人税等	47,296
貯 蔵 品	9,875	未払消費税等	247,926
前払費用	188,950	前受金	731,532
繰延税金資産	64,197	賞与引当金	55,667
関係会社未収入金	81,757	売上返戻等引当金	43,862
そ の 他	25,020	そ の 他	180,014
貸倒引当金	△4,374	固定負債	2,732,649
固定資産	7,863,990	退職給付引当金	417,033
有形固定資産	1,885,834	関係会社事業損失引当金	1,798,078
建 物	670,521	資産除去債務	517,196
工具、器具及び備品	796,347	そ の 他	341
土 地	417,963	負債合計	4,589,036
そ の 他	1,001	(純資産の部)	
無形固定資産	173,084	株主資本	7,180,357
ソフトウェア	162,832	資 本 金	2,890,415
そ の 他	10,251	資 本 剰 余 金	822,859
投資その他の資産	5,805,071	資 本 準 備 金	822,859
投資有価証券	1,274	利 益 剰 余 金	3,682,099
関係会社長期貸付金	2,346,415	利 益 準 備 金	53,923
関係会社株式	1,447,010	その他利益剰余金	3,628,176
繰延税金資産	778,517	繰越利益剰余金	3,628,176
敷金及び保証金	1,075,476	自 己 株 式	△215,016
そ の 他	156,376	評価・換算差額等	△68
繰延資産	39,446	その他有価証券評価差額金	△68
株式交付費	39,446	純資産合計	7,180,289
資産合計	11,769,325	負債純資産合計	11,769,325

損 益 計 算 書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,520,576
売 上 原 価	6,791,326
売 上 総 利 益	2,729,250
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,887,251
営 業 利 益	841,998
営 業 外 収 益	53,231
受 取 利 息 及 び 配 当 金	42,571
未 払 配 当 金 除 斥 益	6,594
そ の 他	4,064
営 業 外 費 用	46,682
支 払 利 息	172
株 式 交 付 費 償 却	46,292
そ の 他	217
経 常 利 益	848,546
特 別 利 益	1,016,418
固 定 資 産 売 却 益	1,084
売 上 返 戻 等 引 当 金 戻 入 額	472,449
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	533,812
そ の 他	9,072
特 別 損 失	125,744
減 損 損 失	31,799
事 業 構 造 改 善 費 用	25,394
訴 訟 関 連 費 用	26,446
不 正 関 連 損 失	22,062
そ の 他	20,040
税 引 前 当 期 純 利 益	1,739,221
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	37,578
法 人 税 等 還 付 税 額	△4,590
法 人 税 等 調 整 額	387,306
当 期 純 利 益	1,318,927

株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	2,890,415	822,859	-	822,859	53,923	2,236,559	2,290,482	△249,069	5,754,688
会計方針の変更による累積的影響額						85,220	85,220		85,220
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,890,415	822,859	-	822,859	53,923	2,321,779	2,375,703	△249,069	5,839,909
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益						1,318,927	1,318,927		1,318,927
自己株式の取得								△2,098	△2,098
自己株式の処分			△12,531	△12,531				36,151	23,619
利益剰余金から資本剰余金への振替			12,531	12,531		△12,531	△12,531		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,306,396	1,306,396	34,052	1,340,448
当 期 末 残 高	2,890,415	822,859	-	822,859	53,923	3,628,176	3,682,099	△215,016	7,180,357

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	425	425	5,755,114
会計方針の変更による累積的影響額			85,220
会計方針の変更を反映した当期首残高	425	425	5,840,334
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			1,318,927
自己株式の取得			△2,098
自己株式の処分			23,619
利益剰余金から資本剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△494	△494	△494
当期変動額合計	△494	△494	1,339,954
当 期 末 残 高	△68	△68	7,180,289

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
(子会社株式)
移動平均法による原価法によっております。
(その他有価証券)
時価のあるもの・・・・・・・・ 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの・・・・・・・・ 移動平均法による原価法によっております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
教材、貯蔵品・・・・・・・・ 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・・・・・・ 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) 　　　　　なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3～50年
工具、器具及び備品 3～20年
その他 5～45年
無形固定資産・・・・・・・・ 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
(リース資産を除く)
リース資産・・・・・・・・ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
長期前払費用・・・・・・・・ 均等償却によっております。
4. 繰延資産の処理方法
株式交付費・・・・・・・・ 3年間にわたり定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準
貸倒引当金・・・・・・・・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金・・・・・・・・ 従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に属する支給対象期間に対応する金額を計上しております。

売上返戻等引当金・・・・	<p>契約者からの返金等の申し出に備えて、授業未実施のコマ数に授業料単価を乗じた金額に基づき返金見込額を計上しております。</p> <p>ただし、退会生については、時効による消滅を除いた当該金額から特定商取引に関する法律第49条に基づき、中途解約の場合に請求し得る損害賠償の上限額を控除した金額を計上しております。</p>
退職給付引当金・・・・	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(1) 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。</p>
関係会社事業損失引当金・	<p>関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。</p>

6. 収益及び費用の計上基準

授業料収入は授業実施期間に対応して収益として計上しております。

7. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

8. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

9. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付

債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が132,412千円減少し、繰越利益剰余金が85,220千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

10. 表示方法の変更

前事業年度において独立掲起しておりました営業外収益の「還付加算金」（前事業年度7,325千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。

11. 会計上の見積りの変更

（売上返戻等引当金の見積額の変更）

契約者からの返金等の申し出に備えて、授業未実施のコマ数に授業料単価を乗じた金額に基づき返金見込額を売上返戻等引当金として計上しておりました。

当事業年度においては、返金実績等に基づくより精緻な返金等の申し出に関する引当金の見積りが可能となり、その結果、売上返戻等引当金の戻入を行いました。

これにより、税引前当期純利益が405,037千円増加しております。

12. 追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日公表分）を適用し、総額法を適用しております。

（1）取引の概要

当社は、平成23年1月11日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」という。）の導入を決議し、同年1月25日に信託契約を締結いたしました。

①E S O P信託導入の目的

当社従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の株価や業績向上に対する従業員の意識を更に高めて、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プランであるE S O P信託を導入することといたしました。

②E S O P 信託の概要

当社が「リソー教育従業員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拋出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、残余財産を委託者に返還することによって、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末191,781千円及び406,010株、当事業年度末155,744千円及び329,710株であり、期中平均株式数は、前事業年度452,050株、当事業年度365,659株であります。

なお、当該自己株式は1株当たり情報の算出上控除する自己株式に含めておりません。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	81,757千円
関係会社に対する長期金銭債権	2,346,415千円
関係会社に対する短期金銭債務	80,710千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,184,220千円
3. 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、当事業年度に訴訟の提起を受けました。訴訟の概要は次のとおりです。

- (1) 訴訟の提起があった年月日
平成27年3月4日
- (2) 訴訟を提起した者

①名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
住所	東京都港区浜松町二丁目11番3号
②名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
住所	東京都中央区晴海一丁目8番11号
- (3) 訴訟の内容及び請求金額

①訴訟の内容：損害賠償請求訴訟
②請求金額：366百万円

相手方は、当社が開示した有価証券報告書等に虚偽記載等があったことを原因として損害を被ったものとして、当社に損害の賠償を求める訴訟を提起したものです。
- (4) 今後の見通し
本訴訟による金銭的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

なお、上記の他にも同様な事由による訴訟（3件：請求金額 合計40百万円）の提起を受け、現在係争中であります。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	127,493千円
関係会社に対する営業費用	618,992千円
関係会社に対する営業取引以外の収益	42,204千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	自己株式の種類
	普通株式
当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	521,529株
当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	7,369株
当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	76,660株
当 事 業 年 度 末 株 式 数	452,238株

- (注) 1. 自己株式の総数の増加に関しては、単元未満株式の買取請求による増加によるもので、減少に関しては、「従業員持株E S O P信託」から当社従業員持株会への売却76,300株、単元未満株式の買増請求による減少360株が含まれております。
2. 自己株式の当事業年度末株式数452,238株のうち、329,710株は「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	18,403千円
事業税損金不算入	21,633千円
売上返戻等引当金	14,500千円
その他	11,070千円
繰延税金資産（流動）小計	65,608千円
評価性引当額	△1,411千円
繰延税金資産（流動）合計	64,197千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金否認	134,534千円
関係会社事業損失引当金	580,060千円
減価償却超過額	25,127千円
資産除去債務	166,847千円
減損損失	53,372千円
非上場株式評価損否認	63,496千円
売上訂正による影響額	671,225千円
その他	39,984千円
繰延税金資産（固定）小計	1,734,648千円
評価性引当額	△886,244千円
繰延税金資産（固定）合計	848,404千円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	69,882千円
その他有価証券評価差額金	3千円
繰延税金負債（固定）合計	69,886千円
繰延税金資産の純額	842,715千円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈩名門会	10,000	家庭教師 派遣教育 事業	直接 100.0	役員の兼任 1名	資金の貸付実施 資金の貸付回収 利息の受取	550,000 200,000 29,527	関係会社 長期貸付金	1,400,000
子会社	㈩インター TOMAS	10,000	英会話ス クール事 業	直接 100.0	役員の兼任 1名	資金の貸付実施 資金の貸付回収 利息の受取	270,000 37,000 670	関係会社 長期貸付金	270,000
子会社	㈩TOMAS 企画	10,000	生徒募集 勧誘事業	直接 100.0	役員の兼任 1名	資金の貸付実施 利息の受取	20,000 12,006	関係会社 長期貸付金	616,415

- (注) 1. 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社事業損失引当金を㈩名門会に183,254千円、㈩インターTOMASに289,831千円、㈩TOMAS企画に1,324,992千円計上しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	139.11円
1株当たり当期純利益金額	25.57円

- (注) 「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益金額」を算定するための期末の普通株式数及び普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に「従業員持株E S O P信託」が所有する当社の株式を含めております。

VIII. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要	
教室等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	
使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債を参考に合理的に考えられる利率により、資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	523,673千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,140千円
時の経過による調整額	4,179千円
資産除去債務の履行による減少額	△16,797千円
期末残高	517,196千円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月13日

株式会社リソー教育

取締役会 御中

誠栄監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 本 晃 一 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	荒 川 紳 示 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	古 川 利 成 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リソー教育の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リソー教育及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 会計上の見積りの変更に関する注記に記載されているとおり、会社は売上返戻等引当金の会計上の見積りの変更について記載している。
2. 連結貸借対照表に関する注記 偶発債務に記載されているとおり、会社は有価証券報告書等への虚偽記載等を原因とした損害賠償を提起されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 4月13日

株式会社リソー教育
取締役会 御中

誠栄監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 本 晃 一 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	荒 川 紳 示 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	古 川 利 成 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リソー教育の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 会計上の見積りの変更に関する注記に記載されているとおり、会社は売上戻戻等引当金の会計上の見積りの変更について記載している。
 2. 貸借対照表に関する注記 偶発債務に記載されているとおり、会社は有価証券報告書等への虚偽記載等を原因とした損害賠償を提起されている。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月15日

株式会社リソー教育 監査役会

常勤監査役 富田利秀 ㊟

社外監査役 上野藤吉 ㊟

社外監査役 阿部一博 ㊟

社外監査役 中里拓哉 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案 取締役8名選任の件

現任の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	てん ぼり まさ ひこ 天 坊 真 彦 (昭和39年11月2日生)	平成7年3月 当社入社 平成16年11月 当社教務企画局 課長 平成17年9月 当社経営企画本部秘書室 課長 平成24年9月 当社経営企画本部秘書室 副部長 平成26年3月 当社経営企画本部秘書室兼管理企画局 副部長 平成26年5月 当社取締役管理企画局局長 平成27年5月 当社専務取締役 平成27年10月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スクールTOMAS 代表取締役社長 株式会社インターTOMAS 代表取締役社長	9,650株
2	ひら の しげ のり 平 野 滋 紀 (昭和46年8月9日生)	平成13年3月 当社入社 平成18年5月 当社教務企画局 課長 平成21年3月 当社教務企画局 部長 平成24年3月 当社教務企画局 副局長 平成25年9月 当社教務企画局 部長 平成26年5月 当社取締役教務企画局局長 平成27年5月 当社常務取締役兼教務部門管掌（現任）	1,110株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	いわ き み つぐ 岩 佐 実 次 (昭和24年5月14日生)	昭和60年7月 当社設立代表取締役社長 平成13年10月 当社代表取締役会長兼社長 平成20年4月 当社代表取締役会長 平成24年6月 当社代表取締役会長兼社長 平成25年9月 当社代表取締役会長 平成26年2月 当社代表取締役会長兼社長 平成27年10月 当社取締役相談役(現任)	14,044,650株
4	うえ だ まさ や 上 田 真 也 (昭和31年12月17日生)	平成8年1月 当社入社 平成21年1月 株式会社リソー教育企画(現 株式会社TOMAS企画)部 長 平成21年9月 同社 副局長 平成23年3月 同社 局長 平成25年5月 同社 取締役局長 平成25年10月 同社 代表取締役社長(現任) 平成27年5月 当社取締役(現任)	1,060株
5	わかめだ たけ し 若目田 壮 志 (昭和46年3月11日生)	平成11年8月 当社入社 平成18年9月 株式会社名門会 副部長 平成19年3月 同社 取締役部長 平成24年9月 同社 取締役局長 平成25年5月 同社 常務取締役 平成26年2月 同社 取締役 平成26年10月 同社 取締役局長 平成26年11月 同社 代表取締役社長(現任) 平成27年5月 当社取締役(現任)	7,750株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	さとうとしお 佐藤敏郎 (昭和42年10月10日生)	平成10年4月 公認会計士登録 平成17年1月 株式会社オーナー企業総合研究所(現山田FAS株式会社)代表取締役研究所長 平成17年3月 税理士登録 平成19年6月 TFPコンサルティンググループ株式会社(現山田コンサルティンググループ株式会社)取締役 平成26年5月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人K・T・Two代表社員	0株
※7	の と かず のり 能戸和典 (昭和32年10月13日生)	昭和62年10月 新日本証券株式会社(現みずほ証券株式会社) 入社 平成12年4月 株式会社産学創発研究所 代表取締役 平成26年9月 株式会社名門会 入社 取締役部長(現任)	0株
※8	こにし とおる 小西徹 (昭和53年12月2日生)	平成20年9月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成20年9月 霞総合法律事務所 入所 平成27年2月 目黒・白金法律事務所 開設 (重要な兼職の状況) 株式会社シアターワークショップ社外監査役	0株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 佐藤敏郎氏および小西徹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤敏郎氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地ならびに経営に対する高い見識からアドバイスをいただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が当社社外取締役に就任してからの年数は2年であります。平成26年2月に判明した売上の不適正計上に関し、取締役就任後は再発防止策、法令遵守体制および内部管理体制の強化について提言を行っております。
4. 小西徹氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点からアドバイスをいただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

5. 当社は、社外取締役候補者である佐藤敏郎氏との間で責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
また、社外取締役候補者である小西徹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額であります。
6. 小西徹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号

ホテルメトロポリタン 4階 桜

電話 (03) 3980-1111 (代表)

交通 JR池袋駅西口から徒歩3分

護国寺・北池袋・東池袋ICより7分(車)

